

# 表彰規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）が顕彰すべき者及び団体を表彰する目的で定める。

## (表彰を行う者)

第2条 顕彰すべき者及び団体を表彰する行為は、協会が一般社団法人日本精神科看護協会の名において行うほか、各都道府県支部が一般社団法人日本精神科看護協会の支部の名において行う。

## (表彰の種類)

第3条 本協会が行う表彰の種類は次の通りとする。

- (1) 功労者表彰 会員歴連續 15 年以上で年齢 50 歳以上であり、協会役員 3 期 6 年、支部長 3 期 6 年又は支部事務局長 3 期 6 年以上の経験を有する者、若しくは協会役員、支部長、支部事務局長の経験が通算して 6 年以上である者を表彰する。
- (2) 優良会員表彰 会員歴通算 15 年以上で 45 歳以上の者であり、協会役員又は支部役員として特に貢献のあった者を表彰する。
- (3) 優良支部表彰 本協会の発展に寄与した支部を表彰する。
- (4) 支部が行う表彰
- (5) 職員表彰

## (功労者表彰及び優良会員表彰の選考)

第4条 功労者及び優良会員として表彰すべき者の選考は、理事及び各都道府県支部長の推薦により理事会が行い決定する。

2 前項（1）、（2）の表彰には副賞を添える。副賞の内容は理事会において決定する。

## (優良支部表彰)

第5条 優良支部表彰すべき支部の選考は、代表理事の推薦により理事会が行い決定する。

2 前項の表彰は、全国会議において表彰状を授与して行う。表彰状には副賞として記念品を添えることができる。

(支部が行う表彰の選考)

第6条 各支部は、支部が決定し行う表彰について、表彰すべき者及びその者の選考基準、表彰の方法等を理事会の承認を得て定め、実施することができる。

2 前項の表彰の実施に費用を要する場合は、支部は事業実施の前年度に概算費用を予算書に計上して、理事会の承認を得なければならない。

(職員表彰)

第7条 協会は、勤務成績が優良な事務局職員や社会的な貢献を行った事務局職員を表彰することができる。

2 表彰すべき事務局職員は本部長が代表理事に進言し、代表理事が決定して実行する。

3 事務局職員の表彰は、協会事務局において表彰状を授与して行う。表彰状には副賞として記念品を添えることができる。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会が行い、社員総会に報告する。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

平成28年7月9日 第3条(2)一部改定

(支部役員（支部長、副支部長、事務局長、会計部長、教育委員長）の範囲を「支部役員や支部運営に携わる委員等」とする)

令和7年7月5日 第7条2項 一部改定